

発議第 2 号

多可町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年3月28日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 廣畑 幸子

多可町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼を維持するため、多可町議会議員（以下「議員」という。）が、議員の職責及び議会への住民の信頼に反し、議会活動及び議員活動（以下「議会活動等」という。）を行う事が出来なくなった場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、多可町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年多可町条例第41号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(議会活動ができない旨の届出)

第2条 議員が自己の都合及び疾病その他により議会活動等ができない事由が生じたときは、議長に対し、その旨を長期欠席届出書により届出なければならない。この場合において、当該議員自らが届出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届出ることができる。

2 当該議員は、前項の届出を行ったのち議員活動等ができることとなったときは、議長に対しその旨を復帰届出書により届出なければならない。

(議員報酬の減額)

第3条 議会活動等ができない期間の始期から終期までの期間の議員報酬の支給については、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、議会活動等ができない期間に応じて、次の表に定める割合を議員報酬条例の規定による議員報酬の月額に乗じて得た額を減額する。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以内であるとき	100分の20
180日を超え365日以内であるとき	100分の30
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、議会活動等ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これらを「減額月」という。）から、議会活動等ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬の月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、前条第1項の規定の適用を受けているものについては、議員報酬条例第2条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額するものとする。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議会活動等を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 多可町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年多可町条例第51号)に基づき認定された公務上の災害等

(2) その他議長が認める理由により議員活動ができない場合
(議員報酬の一時差止処分)

第6条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を一時差止めるものとする。

2 前項の議員報酬の一時差止の際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため一時差止ができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差止された額を差引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差引いて支給することができないときは、当該一時差止はなかったものとみなす。

(期末手当の一時差止処分)

第7条 期末手当支給に係わる基準日の前6月以内の期間において、前条第1項の適用を受けている場合又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を一時差止めるものとする。

2 前条又は前項の一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した事由書を交付しなければならない。

(一時差止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 前条の規定により一時差止されていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該一時差止に係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第9条 第6条第1項の規定により議員報酬を一時差止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、一時差止されていた議員報酬は、支給しない。

(期末手当の不支給)

第10条 期末手当支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

(日割計算)

第11条 第3条第3項及び第6条第1項の日割とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額とする。

(減額、一時差止及び不支給の効力)

第12条 この条例の規定により議員報酬等を減額、一時差止及び不支給とされていた議

員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(議長職務の代行)

第13条 議長が第2条に規定する対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに対象となったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。